

山元町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置 実施計画

令和8年4月1日 施行（～令和13年3月31日）

<目 次>

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・P. 4～P. 7
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・P. 7

令和8年3月

山元町教育委員会

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、地方公務員法、改正給特法（教育職員の給与等に関する特別措置法）第8条、及び文部科学大臣の指針に基づき、山元町立小学校・中学校の教職員の勤務状況を改善し、心身の健康を確保するとともに、限られた時間の中で最大の成果を生み出す「業務の精選」と「効率化」を徹底し、本来の指導業務に注力できる時間を創出することを目的として策定する。

更に本計画では、学校を取り巻く環境の変化や子どもたちの多様化・複雑化する教育的ニーズに対応するため、教職員が安心して専門性を発揮できる勤務環境を整備することを重視する。特に、改正給特法の趣旨に示されているように、教育委員会には業務量管理・健康確保措置の確実な実施と、学校全体で働き方改革を推進する組織的基盤の構築が求められている。

本町の教育振興の理念の実現には、教職員が誇りとやりがいをもって職務に専念できる環境づくりが不可欠である。そのため本計画では、教育活動の在り方を不断に見直し、学校運営の改善を計画的に進めるとともに、教職員のキャリア段階に応じた支援、校内連携の強化、ICTの効果的活用、業務の標準化・共有化など横断的な取組を一体的に進める。

また、子どもたちのよりよい学びを保障するためには、学校と教育委員会だけでなく、保護者・地域住民・関係機関が互いに役割を理解し、協働して支える体制を構築する必要がある。地域全体が教育に参画し、学校の負担軽減と教育の質の向上を共に図ることで、山元町の子どもたちが将来に希望を持ち、健やかに成長できる教育環境の実現を目指す。

(2) 本町の現状

令和6年度の勤務実態調査では、小・中学校の時間外在校等時間の月平均は約48時間であり、国が目標とする月45時間の上限を超えて勤務している教職員が約2割に上っている。特に、児童生徒指導に関わる個別対応の増加、いじめ・不登校へのきめ細かな支援、中学校の部活動指導の負担、小規模校における複数の校務分掌の兼務、さらには各種調査・報告や保護者・関係機関との連絡調整の増加など、業務の量的・質的な複雑化が教職員の長時間勤務につながっている。

加えて、ICT機器の導入や新学習指導要領への対応、個別最適な学びの推進など、教育改革が進む中で、新たな事務的・準備的業務が増加している一方、これらを支える人的・時間的資源が十分に確保されていないという構造的課題も存在する。

また、保護者・地域からの要望への対応の高度化や、特別な配慮を要する児童生徒への支援の増加も、教職員の負担を押し上げている。

これらの課題を踏まえ、町教育委員会では業務の適正化、DXの推進、外部人材の活用、健康確保策を相互に関連づけながら、一体的かつ計画的に取り組む必要がある。

具体的には、校務分掌や行事・会議の見直し、ICTを活用した効率的な連絡・文書作成・情報共有、部活動地域移行を含む外部人材・民間サービスの積極的な導入、教職員の心身の健康を守るための勤務時間管理の厳格化・面談体制の整備などを総合的に推進する。

◆時間外在校等時間（月 80 時間超報告者数の推移）

ア 小学校

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
①教員数	57	55	57	63	58
②報告者数	1	2	5	5	3
割合（②/①）	1.8	3.6	8.8	7.9	5.6

イ 中学校

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
①教員数	26	26	23	23	25
②報告者数	6	4	12	5	7
割合（②/①）	23.1	15.4	52.2	21.7	27.6

【課題】

令和3年度から令和6年度までの時間外在校時間の平均を見ると、小学校では対象教員58名中3名（5.6%）にとどまっている一方で、中学校では対象教員25名中7名（27.6%）と高い割合を占めており、中学校において時間外在校時間が多い教員が固定化・集中する傾向が見られる。このことから、校種間で業務量や勤務実態に大きな差が生じており、特に中学校における業務負担の軽減が喫緊の課題である。

また、中学校において時間外在校時間が高い割合で発生している状況は、教職員の健康確保や安定的な学校運営の観点から看過できないものであることから、学校における働き方改革の取組を一層推進し、教育の質の向上に必要な時間的余裕を創出することが求められる。

◆年次有給休暇平均取得日数

ア 小学校

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
取得日数	12	14	15	14	14

イ 中学校

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
取得日数	7	8	10	10	9

【課題】

令和3年から令和6年までの年次有給休暇の平均取得日数を見ると、小学校が14日であるのに対し、中学校は9日と低い水準にとどまっており、校種間で取得状況に差が見られる。特に中学校では、業務の繁忙等により計画的な休暇取得ができておらず、十分な休養が確保されていない可能性がある。この状況は、教職員の心身の健康や業務の継続性に影響を及ぼすおそれがあることから、業務の見直しや校内体制の工夫により、年次有給休暇を取得しやすい勤務環境を整備することが必要である。

◆ストレスチェックにおける高ストレス者の割合の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
人数	8	8	12	10	9.5
割合	9.4	10.0	15.2	13.2	12.0

【課題】

高ストレス者の割合は、令和5年度に大きく上昇した後、令和6年度は一定の改善が見られたものの、依然として高い割合が続いている。この背景には、教職員の長時間勤務や業務の複雑化、年度末や行事期における業務集中、部活動等を含む多様な役割期待があると考えられる。

また、学校によって業務負荷に差が生じている可能性や、個々の教職員の負荷状況を早期に把握する仕組みの課題も指摘される。

このため、教職員の心身の健康保持に向けた働き方改革を一層推進するとともに、業務の精選・効率化、繁忙期の平準化、役割分担の見直し、相談・面談体制の強化など、学校組織全体で負担軽減に取り組むことが必要である。

◆ストレスチェックにおける健康リスク値の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
前期	92.1	86.4	94.2	80.8	88.4
後期	87.5	90.9	82.8	79.0	85.1
平均	89.8	88.7	88.5	79.9	86.7

※健康リスク値とは、ストレスチェックの設問（57項目）を「仕事のストレス要因（仕事量・裁量など）」「周囲のサポート（上司・同僚）」「心身のストレス反応（疲労・不安・抑うつ）」の3領域に集約し、「職場のストレス状態がどれくらい高いか」を総合的に算出したもの。これは、職場全体のストレス状況を示す指標で、全国平均を100として算出される。100を上回るほどストレスが高い状態を示し、120以上は早急な職場環境改善が必要な水準とされている。

【課題】

ストレスチェックにおける健康リスク値は、令和3年度から令和6年度は、いずれも全国平均値（基準値100）を下回っていることから、職場全体としては比較的良好な状態が維持されているものの、健康リスク値の低さは、必ずしも全ての教職員が良好な状態にあることを意味するものではなく、年度ごとの高ストレス者は一定数存在しており、業務集中や役割分担の偏りなど学校現場特有の負担要因は依然として続いている傾向である。

このため、業務の適正化や繁忙期の平準化、分掌や部活動等の負担の偏在是正、高ストレス者への支援体制の強化など、組織的な職場環境改善に継続して取り組み、教職員の健康保持と働きやすい職場づくりを一層推進する必要がある。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を計画期間中に100%にする。
〔R6 現状値 45時間以下の割合 小学校：65% 中学校：50%〕

イ 1年間における1箇月の時間外在校等時間の平均を令和11年度までに30時間程度にする。

〔R6 現状 平均月在校時間 小学校：40時間 中学校 55時間〕

ウ 1年間における時間外在校等時間の平均を令和11年度までに年間360時間以下にする。

〔R6 現状 平均年間時間外在校時間 小学校：480時間 中学校 660時間〕

(2) ワーク・ライフ・バランス・働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を計画期間中に15日以上とする。

〔R6 現状 小学校：14日 中学校：9日〕

イ 高ストレス者の割合を10%までに減少させる。

〔R6 現状 13.2%〕

ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値について、前期・後期で実施するストレスチェックで2回とも健康問題の発生リスクの安全圏とされる80以下にする。（全国平均100）

〔R6 現状 79.9〕

3 計画の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

（毎年度末に進捗評価を行い、必要に応じて見直しを行う。）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しについて

① 学校以外が担うべき業務

〔取組主体：学校〕

ア 登下校時の通学路の見守りは、保護者・地域住民の協力による通学路の見守り活動を推進する。

〔取組主体：学校、教育委員会〕

ア 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応は、警察・地域に委ね、学校の自主的な見回りは原則行わない。

イ 学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、認識を共有する。

[取組主体：教育委員会]

- ア 学校徴収金の徴収・管理については、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化などが可能なシステム又は仕組みについて令和12年度までの導入の可否も含め検討し、体制を構築する。
- イ 地域学校協働本部（生涯学習課）と協働教育コーディネーターが、町内小中学校の要望に応じて地域活動団体や外部講師との調整を一元的に担う体制を整備している。学校は外部との個別調整を行う負担が軽減され、教育活動が円滑に実施できる環境が確保されている。今後も教職員の負担軽減に十分配慮しながら、地域との協働を推進する。
- ウ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求など、学校のみでは対応が困難な事案については、教育委員会等の行政機関が責任をもって対応する体制を整えるとともに、必要に応じて学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備に努める。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

[取組主体：学校]

- ア 学校広報・Webサイト管理を行う場合、担当教職員が当該業務を行うにあたっては、ICT支援員を有効活用する。
- イ 児童・生徒の休み時間における安全への配慮については、休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ウ 校内清掃については、学級担任等の教育職員は、児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

[取組主体：学校、教育委員会]

- ア ICT機器、ネットワーク設備の日常的な保守・管理については、学校は教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員及び担当教職員が中心となって行いつつ、必要に応じ、民間事業者への委託を推進する。
- イ 学校のプールや体育館の施設管理については、近隣校との共同利用や民間事業者への委託等を検討する。
- ウ 校舎の開錠や施錠は、機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入を検討するとともに、学校内で職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境整備を進める。
- エ 部活動については、スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより策定した、「学校部活動方針及び地域クラブ活動方針」に基づき、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

〔取組主体：教育委員会〕

ア 調査・統計の回答は、校務支援システム等の機能を活用することにより、回答に係る学校の事務負担を軽減する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

〔取組主体：学校〕

ア 給食の時間に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。

イ 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施する。

〔取組主体：学校、教育委員会〕

ア 授業準備や採点作業等を補助するスクールサポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

イ 学習評価・成績処理については、校務支援システムの機能や自動採点技術等の活用の推進に努め、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

ウ 学校行事の準備・運営については、関係機関との日程調整・物品の準備等業務について、教師と事務職員及びスクールサポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

エ 進路指導の準備については、生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等を教師と事務職員及びスクールサポート・スタッフ等の支援スタッフや、町教育委員会と協働を促進する。

オ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応として、SC・SSW等の校内ケース会議への参加目標を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。また、不登校対応として、ケアハウス・学び支援教室の機能を充実させる。

(2) 学校における措置の推進

① 教育課程の編成

教育課程の年間・週当たり授業時数は、年度当初に真に必要な時数で編成する。標準授業時数を大幅に上回る場合は、指導体制に見合うように見直す。

② 日課表の工夫

当初のねらいが形骸化した活動の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後活動の勤務時間内設定など、日課表の工夫を行う。

③ 校務のDX

デジタル活用により情報共有・サービス管理等の校務を効率化する。「GIGA スクール構想下の校務 DX チェックリスト」に基づく自己点検の達成状況を60%にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に、医師による面接指導を実施する。
- ② 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル休憩時間の確保に取り組む。
- ③ ストレスチェックの実施率を100%とし、集団分析結果を職場環境改善につなげる。
- ④ 心身の健康相談窓口を設置し、保健管理医・産業医等による助言・指導を受けられる体制を整備する。
- ⑤ 年次有給休暇の計画的な連続取得を促進する。長期休業中における学校閉庁日（年10日以上）を設定する。
- ⑥ 令和8年度中に定時退勤日を月4回以上設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップ

- (1) 町内各学校の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議に報告する。
- (2) 時間外在校等時間の目標達成状況は勤怠システム等で把握し、その他の目標はストレスチェック結果等で把握する。
- (3) 教育委員会は各学校の状況を確認し、課題が見られる場合は聞き取り・指導等を実施する。また、長時間勤務者がいる学校には個別の支援・指導を当該年度中に実施する。
- (4) 本計画の周知を徹底し、学校運営協議会等での協議を踏まえ、管理職のリーダーシップのもと取組を推進する。
- (5) 保護者・地域の理解促進のため、首長部局と連携して「業務の3分類」をはじめとする内容の周知を行い、具体項目の協力を得る。